

発行所 全日本建設交運一般労働組合
栃木県本部 〒327-0315
栃木県佐野市吉水駅前1-2-1
Tel 0283-62-7312 fax 0283-62-7318
www.kenkourou.or.jp/
E-mail:dqj06744@nifty.com

CTGの建交労

とちぎ

「2024年問題」時間外規制はじまる 組合員の実例に見る荷主企業の横暴



学校給食用のため時間厳守。冬期はチェーン必携。積雪のなか山間地に。写真は群馬県利根郡昭和村立南小学校に納品する様子。

学校給食牛乳を一人で17校 くも膜下出血で倒れ労災申請

いよいよ4月からトラックドライバーに対する時間外労働規制が強化されます。物流危機「2024年問題」として社会問題になっていきます。長時間・過密労働のすえに倒れた組合員の事例から問題の背景に迫ります。

足利市に住む山田正

義さん(仮名)は、群馬県にある食品運送会社のドライバーとして働いていました。22年12月、帰宅後自宅でも膜下出血を発症、一命は取りとめたものの就労は困難な状態が続いています。

☆ ☆ ☆
山田さんは群馬県北部地域の小学校17校に給食用の牛乳を納品していました。山田さんは日々分刻みで労働時間を記録していま

☆ ☆ ☆ ☆ ☆
市内の販売店3か所への納品を行います。再び工場で積み込み作業を行い学校に向かいます。この時点ですでに5時間以上の労働ですが、本番はここからです。

まだだれもない早朝の校内に入り冷蔵庫等に降ろしていきます。温度点検、個数確認などを5分程度で行い次の学校に向かいます。

生徒の登校時間に校内に乗り入れることもあり運転には細心の注意が求められます。標高500mを越える水上小学校など豪雪地域にも納品します。休憩をとる時間はなく、朝食はコンビニでトイレを借りる際車内で簡単に済ませます。

通常車庫に戻るの午後12から13時、前日深夜から約14時間の過密労働です。

組合ではこの運行指示が荷主である大手食品メーカーによるものであることを確認しました。「2024年問題」の本質がここにあります。山田さんの発症後荷主はコースを分割しました。会社は運行前の血圧測定を開始しました。組合では適正な補償を求めています。

荷主責任明白
組合ではこの運行指示が荷主である大手食品メーカーによるものであることを確認しました。「2024年問題」の本質がここにあります。山田さんの発症後荷主はコースを分割しました。会社は運行前の血圧測定を開始しました。組合では適正な補償を求めています。

春の健康診断会のお知らせ

5月19日(日)実施



組合では年2回(春秋)健康診断会を行っています。平日では仕事で参加できない組合員が多いため毎日曜日午前中に行います。組合員なら誰でも参加できます。

【検査項目】

- 医師診察・血圧測定
- 尿検査・身体計測
- 聴力検査・胸部X線
- 血液検査・心電図

※追加検査も選択できます。予約時にご相談ください。

【検査項目】

- 建設国保加入組合員の場合
- 6930円。後日建設国保から全額還付(実質無料)。
- ◎自治体の国保加入組合員の場合。
- 5000円。
- (1930円組合が補助)
- 組合員の家族は6930円。

【日時】

5月19日(日) 午前9時～

【当日受付】

組合事務所

【診断会会場】

新吉水地区コミュニティセンター

【申込期限】

4月26日(金)までに組合へ ☎028316217312

場所	9/3	10月	11月	12月	合計
群馬車庫	2235		2241	195	3559
群馬	2318	2	62	9	2389
新橋(142)	2320	2	42	27	2391
宇都宮	101	22	29	126	378
高崎	239	18	39	202	578
群馬	015	218	2	48	283
新橋(142)	349	12	400	10	761
川口	402	65	432	72	971
川口	431	609	16	27	1083
沼田西中	6/7	18	24	21	68
水上小	4/2	711	9	722	1442
佐野北小	2/7	31	09	33	73
佐野小	7/7	42	22	26	90
新橋台小	6/23	57	15	459	531
川口	1/22	806	11	808	1625
川口	1/10	11	18	13	42
みどり中	15/3	26	11	27	64
佐野七小(14)	2/6	31	13	24	68
上馬路小	7/8	43	19	19	81
昭和村南小	7/19	908	21	915	1844
川口	1/15	20	07	27	54
川口	7/20	27	2	32	61
東小	5/7	38	12	42	92
多那小中					
大町小	3/5	52	16	55	123
群馬		1048		1050	2098
群馬車庫		1120		1140	2260

分刻みで運行を記録していた山田さんのメモ

◎国土交通省は「2024年問題」対策としてトラックGメンを発足、運送会社に無理な運行を強要する荷主に対して「要請」「勧告・公表」を実施するとしています。必要なのは荷主への「強制力」です。

暴挙！白ナンバーを理由に組合員を不当逮捕 20日間拘留のすえ不起訴処分勝ち取る

警察の人権侵害許さず 働く者の権利を守る

今年1月警視庁交通捜査課は、神奈川県支那支所所属の組合員Iさんを貨物運送事業法違反「白トラ」営業の疑いで逮捕しました。組合では不起訴処分を求め意見書を提出、東京地検は20日もの間拘留したあげく、不起訴処分として釈放しました。憲法で保障された人権を無視した異常な不当捜査・逮捕です。

凶悪犯扱い 一斉家宅捜索

昨年7月、警察はIさんを含む関係組合員宅を一斉に家宅捜索しました。任意の事情聴取もない強制捜査です。Iさんは前田道路西東京合材工場で合材運搬に従事しています。前田道路の下請運送業者の要請により法人格を取得しIさんが代表になっています。法人といっても実態は白ナンバーダンプの持ち込みで働く個人の集まりであり、営利を目的とし



前田道路合材工場

背番号白ダンプ 業界の都合で

白ナンバーダンプなくして日本の建設産業は成り立ちません。大型ダンプカーのうち約6割は白ナンバーです。関東においては8割以上です。高度成長期、激増するダンプカー需要に対応するため、政府は昭和42年ダンプカー規制法を制定、背番号登録することで白ナンバーで働ける仕組みを作りました。

私達は半世紀にわたる組合活動のなかで、白ナンバーで働く車もちダンプ労働者の権利



建設産業を底辺から支える白ダンプ

組合のたかいで 労働者性を確立

組合の代表的な闘いに思川砂利争議と北浜砕石争議があります。いずれも車もちダンプ労働者の労働者性を認め、白ナンバーであっても何ら問題とならないことが労働委員会、裁判所で認定されています。

今回同様運送業者が白ダンプを使用する形態で争われたのが奥多摩工業争議です。奥多摩工業は砕石メーカーですが、運搬は瑞穂運輸という運送業者が担っていました。瑞穂運輸は白ダンプ(組合員)を使用していま

国土交通大臣も 国会の場で明言

国会の場で運輸行政のトップによって白ダンプの違法性が否定されたこともあり、平成19年3月参議院で日本共産党の吉川春子議員(当時)がダンプの労働条件改善を求め質問、そのなかで冬柴国土交通大臣(当時)は「(白ダンプ)を罰する法律はありません」



「白ナンバーダンプを罰する法律はありません」冬柴国交大臣(当時)

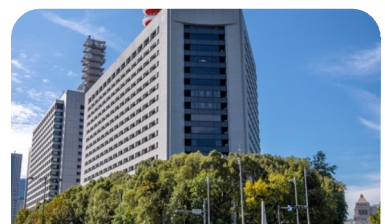
した。しかし東京都労働委員会では「白トラ」などという問題は議論にすらなりませんでした。必要不可欠な輸送力として認知されていたからです。

「白ダンプが業をやっている」と監督するところを「白トラ」営業と答弁しています。業界の意向を受け白ダンプで働ける仕組みを作った国会で、白ダンプを否定することはできなかつたのです。そしていま政府は、人を乗せ2種免許を必要とするタクシーでさえ「ライドシェア」などと称して白ナンバーでの営業を可能にしようとしています。ナンバー問題は政府、財界によるご都合主義の産物なのです。

事件の背景は 2024年問題も

関東においてダンプを「白トラ」容疑で逮捕するなどいうことは極めて異例です。警視庁は今回の事件で報道機関に対して「車両の整備不良や過労運転による交通事故を防ぐため『白トラ』営業を摘発していく」とコメントしています。関係者からは、運送業者からの情報提供が捜査の端緒になった可能性も指摘されています。

運送業者に対しては来月から、時間外労働にたいする規制の強化が実施されます。いわゆる「2024年問題」です。その反応により運送



警視庁を教育する必要があります

そのリスクは合材だけでなく、残土、砕石など運搬種目を問わずあると考えるべきではないでしょうか。今回の事件から得られる教訓は少なくありません。

組合員は拘留中検察官から罪を認めるよう強く迫られました。Iさんは組合で学習した労働者としての権利を毅然と主張し貫くことで不起訴処分を勝ち取る事ができました。闘ってこそ守られるもの

しかし、警察発表をそのまま垂れ流す新聞、テレビによって強欲な犯罪者のごとく報道され、家族も含め人権を侵害されました。事件を理由に白ダンプを排除する動きも一部で継続しています。

多くの組合員に 共通するリスク

警視庁は昨年春以降情報提供に基づき組合員のダンプを尾行するなど一定期間内偵捜査を行っていました。まさに凶悪組織犯罪のよう扱いです。

しかしそれでも組合員を起訴できなかったのは警視庁、東京地検にとつて屈辱的敗北であり、この反応が労働者性の弱い白ダンプの検挙・起訴・有罪といった流れにつながる可能性は否定できません。

☆☆☆☆
日本国憲法12条

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ」。